

岡山市感染症予防計画（案）

岡山市

岡山市感染症予防計画（案）

はじめに

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生に備え、まん延を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が一部改正され、第10条第14項において保健所設置市等に感染症予防計画の策定が義務付けられた。

岡山市では、法第9条に定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び法第10条第1項に基づく「岡山県感染症予防計画」に即し、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく「岡山県保健医療計画」及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図りながら、法第10条第15項に定めるもののほか、必要な事項について岡山市感染症予防計画を定め、もって、感染症対策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

また、法第11条に定める「特定感染症予防指針」に係る感染症対策については、本計画に定めるもののほか、県が定める各計画（岡山県結核予防計画等）の例による。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

市の感染症対策においては、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、岡山県感染症予防計画、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいく。

市は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、必要に応じて岡山県感染症対策委員会の意見を聴く。

また、岡山県感染症対策委員会を通じ、予防計画等についての協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行う。さらに、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくための取組について、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

二 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していく。

三 人権の尊重

1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

2 感染症に関する個人情報の保護には十分留意する。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周辺へまん延する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、基本指針及び本計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行う。

五 市の果たすべき役割

1 市は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、県と相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、市は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。

2 予防計画の作成者たる市と県、県内の保健所設置市（岡山市を除く。以下「保健所設置市」という。）は、各々の予防計画に沿って感染症対策を行うが、基本指針及び岡山県感染症予防計画に即して予防計画を策定することに鑑み、岡山県感染症対策委員会等を通じて、予防計画を立案する段階から、相互に連携して感染症対策を行う。

3 市は、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として、明確に位置付けるとともに、その役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行う。

4 市は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制を構築する。

5 市は、広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときは、県、保健所設置市と相互に協力しながら感染症対策を行う。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、保健所の対応能力を構築する。

六 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

七 医師等の果たすべき役割

1 医師その他の医療関係者は、六に定める市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で県及び市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 保険医療機関または保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、県及び市が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第

36条の2第1項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、知事が通知する医療の提供の事項について、措置を講じなければならない。

八 獣医師等の果たすべき役割

1 獣医師その他の獣医療関係者は、六に定める市民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で県及び市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、六に定める市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価に十分留意しながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進する。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1 感染症の発生の予防のための対策においては、第一の一に定める事前対応型行政の構築を中心として、市が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。

2 感染症の発生の予防のための対策のため日常行われるべき施策は、二に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患者発生後の対応時（法第四章「就業制限その他の措置」または法第五章「消毒その他の措置」の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における三に定める食品衛生対策、四に定める環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる。また、患者発生後の対応時においては、第三に定めるところにより適切な措置を講ずる。

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、市は実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われるよう努める。また、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進及び県内予防接種相互乗り入れ制度の活用等、対象者が予防接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うよう努める。さらに、市民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供する。

二 感染症発生動向調査

1 市が、感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠である。市は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進める。

3 このため、市は、法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、デジタル化が進む中での迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策についての検討に努める。

4 市長は、法第13条の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る動物またはその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。この場合において、県、保健所設置市、岡山県環境保健センター、岡山県動物愛護センター等と相互に連携する。

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場合

の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から市長への届出については、適切に行われることが求められる。

6 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から市長への届出が適切に行われることが求められる。また、同条第7項及び第8項の規定により、二類感染症、三類感染症、四類感染症または五類感染症の疑似症について、厚生労働大臣が認めたときは、市長は、指定届出機関以外の病院または診療所の医師に対し、届出を求めるものとする。

7 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、市は、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。また、必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行う。

三 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たって、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となることで、効果的かつ効率的に役割分担及び相互連携を行う。

四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境衛生部門が連携を図るよう努める。

2 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫については、地域によって実情が異なることから、必要に応じて関係機関からの助言のもと、各市の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないような配慮が必要である。

五 関係機関及び関係団体との連携

1 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくよう努めることに加え、学校、企業等

の関係機関及び医師会等の専門職能団体及び高齢者施設等の関係団体等とも連携を図るよう努める。さらに、広域での対応に備え、国及び都道府県等と連携強化を図る。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方

1 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重することが重要である。また、市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことを基本とする。

2 市は、感染症のまん延の防止のため、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた市民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことを促す。

3 対人措置(法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。)等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものとするべきであり、仮に措置を行う場合であっても患者等の人権を尊重するよう努める。

4 市長が対人措置及び対物措置(法第五章に規定する措置をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用するよう努める。

5 事前対応型行政を進める観点から、市においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体及び高齢者施設等関係団体等との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ協議しておく。

6 広域的な感染症のまん延の場合には、県、保健所設置市及び他の都道府県等と連携を図りながら対応する。

7 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、予防接種法第6条に基づき、臨時の予防接種を適切に行う。

二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

1 市は、対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

2 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告または検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者または新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者とする。

3 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足る理由のある者を対象とする。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、市が情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨することも検討する。

4 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、市は、対象者そ

の他の関係者に対し、このことの周知等を行う。

5 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。市は、入院後も、法第24条の2に基づく処遇についての市長に対する苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング(相談)を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請することが重要である。

市長が入院の勧告を行うに際しては、職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、市は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

6 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、市長は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

三 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、市長は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

四 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限または封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、市長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

五 積極的疫学調査

1 法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(以下「積極的疫学調査」という。)については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容を充実させることが求められる。

2 積極的疫学調査については、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努める。また、一類感染症、二類感染症、若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者または新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明する。

3 市長は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、または発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、または発生するおそれがある場合、⑤その他市長が必要と認める場合に積極的疫学調査を的確に行う。この場合においては、県、保健所設置市、岡山県環境保

健センター、医師会、教育委員会、医療機関、民間検査機関、岡山県動物愛護センター等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

4 市長が積極的疫学調査を実施する場合にあつては、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあつた場合は、市長は必要な支援を積極的に行う。

5 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、市長等は必要な連携に努める。

六 新感染症への対応

1 新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものである。

2 市は、医師等から新感染症と疑われる症例の報告があつたときには直ちに情報収集を行い、その概要を国に報告するとともに、国から技術的指導及び助言を積極的に求め、関係機関と緊密な連携を図りながら対応する。

七 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携

1 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、市は、保健所長の指揮の下、食品衛生部門にあつては主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門にあつては患者に関する情報を収集するといったような役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。

2 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、市の食品衛生部門にあつては一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門にあつては必要に応じ、消毒等を行う。

3 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表の他必要な措置をとる等により、その防止を図る。

4 原因となった食品等の究明に当たっては、岡山県環境保健センター、国立試験研究機関等との連携を図る。

八 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、感染症対策部門は、環境衛生部門と連携を図る。

九 関係機関及び関係団体との連携

市は、感染症のまん延の防止のために、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、医師会等の医療関係団体及び国、県、保健所設置市、他の都道府県等の関係部局との連携体制を構築する。

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

一 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、県としても、必要な情報基盤の整備、調査及び研究の方向性の提示、研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進する。

二 市における情報の収集、調査及び研究の推進

1 市における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組む。

2 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を岡山県環境保健センターとの連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすよう努める。

また、試験検査を共同して行う岡山県環境保健センターや、国立感染症研究所、他の地方衛生研究所、検疫所等との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を行う。

3 調査及び研究については、例えば、地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図る。

4 感染症発生等の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に生かしていくための仕組みとして、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が市長に対して届出等を行う場合には、電磁的方法によるものとする。また、収集した様々な情報について個人を特定しないようにした上で、連結して分析を行う。

三 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、市は、岡山県環境保健センター、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、他の地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等と、相互に十分な連携を図る。

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力(以下「病原体等の検査体制等」という。)を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。

2 病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)に基づき整備し、管理する。

3 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、岡山県感染症対策委員会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行う。

二 市における病原体等の検査の推進

1 市は、広域にわたりまたは大規模に感染症が発生し、またはまん延した場合を想定し、必要な対応について、あらかじめ県、保健所設置市及び他の都道府県等との協力体制について協議しておくよう努める。

2 市は、新興感染症等のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、市長と民間検査機関または医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う。

三 市における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものである。市においては、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表する。

四 関係機関及び関係団体との連携

市は、病原体等の情報の収集に当たって、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関等と相互に連携を図って実施する。

第六 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

一 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方

市長が入院を勧告した患者または入院させた患者の医療機関への移送は、市長が行う業務とされているが、その体制の確保に当たっては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図ることが重要である。

二 市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

- 1 保健所は、平時から、感染症の患者の移送について、体制を整備しておく。
- 2 感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して市消防局と役割分担を協議する。
- 3 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等との役割分担をあらかじめ決めておく。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送についても高齢者施設等の関係団体等と連携し、移送の際の留意事項を含めて協議する。
- 4 市域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法についても、あらかじめ協議する。
- 5 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者または疑似症患者並びに新興感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

三 関係各機関及び関係団体との連携

法第21条（法第26条第1項または第2項において準用する場合を含む。）または法第47条の規定による移送を行うに当たっては、「岡山市における感染症患者緊急移送に関する実施要綱」に基づき市消防局と連携し、円滑な移送が行われるよう調整する。また、平時から市消防局に対して医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みの整備に努める。

さらに、消防機関が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供する。

第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項

一 厚生労働省令で定める体制の確保に係る基本的な考え方

新興感染症においては、入院及び発熱患者に対応する医療機関の確保や、岡山県環境保健センター及び民間検査機関等における検査体制や入院患者の重症度等の把握体制の整備を迅速に行うことが重要となる。また、迅速に適切な対応を行うためには、平時から患者の検体等の迅速かつ効率的な収集体制の整備、医療機関での個人防護具の備蓄や、感染症に対応できる人材の育成と確保も併せて重要となる。加えて、後方支援を行う医療機関や感染拡大防止のための宿泊施設（法第44条の3第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）または法第50条の2第2項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の確保も想定する必要がある。

このため、体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とする。予防計画等の策定に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととするが、まずはこれまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。

なお、実際に発生及びまん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となったと国が判断し、周知された場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。

新興感染症発生早期（新興感染症発生から法に基づく厚生労働大臣による発生の公表まで）の段階では、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応することとし、その対応により得られた知見を国等へ提供する。

新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間（3か月を基本として必要最小限の期間を想定）には、感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、知事の判断に基づき当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応していく。当該一定期間の経過後は、当該医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（公的医療機関以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。）も中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく。新興感染症の特性や当該感染症への対応方法を含めた最新の知見の収集状況、法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる場合は、国の判断を踏まえ、機動的に新興感染症への対応を行う。

新型コロナウイルス感染症対応では、国から各都道府県に対し、感染状況に応じ段階的に対応する考え方を通知で示したうえで、各都道府県それぞれで、感染状況に応じた対応の段階を設定し、当該段階ごとに必要な病床数等を確保する計画を立て、病床の確保等を行った。新興感染症対応においても、基本的に、発生の公表後の流行初期の一定期間（3か月を基本として必要最小限の期間を想定）経過後から、新型コロナウイルス感染症対応と同様の考え方に沿って対応していくことが想定される。法に基づく医療措

置協定を締結すること等により、平時から、流行時に対応できる体制を確保することが重要であるため、予防計画において数値目標を定める。

二 厚生労働省令で定める体制の確保に係る市における方策

国が策定するガイドライン等を参考に、岡山県感染症予防計画を踏まえ数値目標を次のとおり定める。(目標値は、岡山市・倉敷市を含む県下全域)。

また、岡山県感染症対策委員会において、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の達成状況等について進捗確認を行うことで、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってP D C Aサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

1 検査の実施能力

新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体または当該感染症の病原体の検査の実施能力

(単位：件/日)

項目	目標値 【流行初期】 (発生公表後1か月で整備)	目標値 【流行初期以降】 (発生公表後遅くとも6か月以内に整備)
岡山県環境保健センター	4 8	7 2
民間検査機関	3 8 2	2, 3 0 0
医療機関	9 3 4	1, 4 4 5
合計	1, 3 6 4	3, 8 1 7

なお、検査の実施については、地域の医療資源が偏在し市域を越えて患者の流動が予測されることから、県内の総数を目標数値として記載する。

2 保健所職員等の研修・訓練回数

保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数

項目	目標値 (回/年)
保健所職員等を実施する研修・訓練回数	1
新型インフルエンザ等感染症等公表期間における感染症の予防に関する業務を行う人員を対象とした研修・訓練回数	1

3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員確保数

項目	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数（人）	250人

三 関係各機関及び関係団体との連携

市は、数値目標の達成状況を含む予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を、岡山県感染症対策委員会の構成員に共有し、連携の緊密化を図る。

第八 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者または新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者または新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症または新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）については、体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備することが重要である。また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者について生活上の支援を行うことが重要である。

また、外出自粛対象者が高齢者施設等や障害者施設等において過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築することが求められる。

二 市における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者または新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

1 市は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等により、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保するよう努める。

2 市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託等を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制を確保する。

3 市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICTを積極的に活用するよう努める。

4 市は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、高齢者施設や障害者施設等において、県が実施するまん延防止施策と連携しながら、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことで、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延を防止する。また、感染症対策部門と福祉部門、その他関係部門と、連携・協力を図るよう努める。

三 関係各機関及び関係団体との連携

1 市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たって、必要に応じて、第二種協定指定医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会または民間事業者への委託等を検討する。

2 市は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を深めるよう努める。

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

市は、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行う。医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮する。市は、感染症のまん延の防止のための措置を行うにあたっては、人権を尊重する。

二 市における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策

市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずる。感染症発生時には相談機能の充実等市民に身近なサービスを充実するよう努める。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、当該感染症のリスクを評価し、市民や患者とのリスクコミュニケーションを行うよう努める。

三 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のためのその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、市は、医師が市長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努めるよう徹底を図る。

2 市は、公表に際し、報道機関に提供する情報を、真に感染症のまん延防止に必要なものに止めなければならない。報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、個人情報に注意を払い、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、市は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図る。

四 関係機関との連携

市は、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のため、国及び県等と密接な連携を図る。

第十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

一 人材の養成に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている。一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する、医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、行政において感染症対策の政策立案を担う人材など、多様な人材が改めて必要となっている。市は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果を医療現場へ普及する等の役割を担うことができる人材の養成を行うよう努める。

二 市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（F E T P－J）等に職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所等において活用する。

加えて、県と連携し、I H E A T要員の確保や研修、I H E A T要員との連絡体制の整備やI H E A T要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I H E A T要員による支援体制を確保する。

三 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施すること、または国、県、市、若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより、体制強化を図るよう努める。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊療養施設及び高齢者施設等に派遣できるよう、平時から研修や訓練を実施する。

四 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。

五 関係各機関及び関係団体との連携

市は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

第十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方

1 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも地域保健対策を可能な範囲で継続するよう努める。また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みとする。

2 保健所においては、感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築する。併せて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、健康危機発生時に備えた平時からの計画的な体制整備を行う。また、業務の一元化、外部委託、ICT活用も視野に入れて体制を検討する。

二 市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 市は、岡山県感染症対策委員会等を活用し、県等との役割分担や連携内容を平時から調整する。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようにする。

2 市は広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等の整備に努める。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、I H E A T要員や市の全庁からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定を含む）や、市民及び職員等の精神保健福祉対策等を行う。

3 市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師を配置する。

三 関係機関及び関係団体との連携

1 市は、岡山県感染症対策委員会等を活用し、学術機関、消防機関などの関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携する。

2 保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から本庁部門や岡山県環境保健センター等と協議し役割分担を確認する。

第十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症または新感染症の患者の発生またはそのまん延のおそれが生じた場合には、市は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。

2 市は、感染症の患者の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。

3 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、市に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、市は、国に対し、職員や専門家を派遣する等の支援を要請する。

二 緊急時における国や県との連絡体制

1 市長は、法第12条第4項の規定により準用する同法条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図る。

2 市は、検疫所が一類感染症の患者等を発見した場合に関係知事等に幅広く行う情報提供を受けたときは、当該検疫所と連携し、同行者等の追跡調査その他必要と認める措置を行う。

3 緊急時においては、国は都道府県等に対して感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など都道府県等が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供するとしており、市は、患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとる。

三 関係団体との連絡体制

市は、医師会等医療関係団体と緊密な連携を図る。

四 緊急時における情報提供

市は、緊急時において、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供する。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行う。

第十三 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生しまたはまん延しないよう、市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者または管理者に適切に提供する。また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努める。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、市や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。

また、市は、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修会に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促す。

二 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、市長は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。その際、市においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

三 動物由来感染症対策

1 市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、市民への情報提供を進める。

2 ペット等の動物を飼育する者は、1により市民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要である。

3 市は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、県等と連携を図りながら調査に必要な体制について構築していく。

4 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、市の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じる。

四 外国人に対する適用

法は、国内に居住しまたは滞在する外国人についても同様に適用されるため、市は、保健所等の窓口到我が国の感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うよう努める。